

鶴見区デジタル観光マップへの情報掲載に係る申請にあたって

令和2年11月26日
鶴見区区政推進課

鶴見区デジタル観光マップ（以下「マップ」という。）に掲載する情報は、利用者が鶴見区の魅力を認知し、他地域との区別を明確化することで鶴見区への誘客及び地域の活性化に資する情報とします。なお、当該情報は、正確性、公共性及び公平性が担保されていることを要します。

1 掲載基準

マップにおいて掲載対象となる情報は、次の各号に掲げる項目のいずれかを満たすものとします。

- (1) 鶴見区又は横浜市が発行した紙媒体又はホームページ等インターネット上で取り上げたスポット等に関する情報
 - ※ 当該スポット等に関する情報をマップに掲載する際は、原則として、発行又は公開済みの媒体において掲載したものを流用するものとします。ただし、スポット等に関する情報の紹介文又は関連画像について、マップに掲載するうえで、より適した表現がある場合は区政推進課長の承認のうえ、変更可能とします。
- (2) 鶴見区の自主事業又は横浜市の施策に参加している事業者に関する情報
- (3) 鶴見区又は横浜市が主催、共催、又は後援するイベントに関する情報及びイベントに関連する事業者に関する情報
- (4) 鶴見区又は横浜市と包括連携協定を締結している事業者に関する情報
- (5) その他、区政推進課長が特に必要と認めた情報

2 掲載不可基準

次の各号に掲げる項目のいずれかを満たす又は満たすおそれがある情報は、マップに掲載することができません。

- (1) 法令等に違反する情報
- (2) 公序良俗に反する情報
- (3) 政治に関する主義主張に関する情報
- (4) 宗教に関する主義主張に関する情報
- (5) 社会問題に関する主義主張に関する情報
- (6) 不快の念または危害を与える情報
- (7) 単なる噂や噂を助長する情報
- (8) 本市及び他者の権利を侵害する情報
- (9) 本市セキュリティを脅かす情報
- (10) 職務上の守秘義務に反する情報
- (11) 誤解を招く情報や表現をしている情報
- (12) 著作権、肖像権等を侵害している画像等

3 掲載に係る申請手続き

マップへの掲載にあたり、次の各号に掲げる申請手続きを行うものとします。

- (1) 申請者は、掲載を希望する場合、次の項目を事前に区政推進課に連絡し、掲載可否について相談をしてください。
 - ア 掲載しようとするスポット等の概要
 - イ 掲載予定日
- (2) 申請者は、掲載を希望する日の1週間前までに、区政推進課宛てに申請をしてください。
- (3) 区政推進課は、申請を受けた場合、その掲載可否について決定し、その結果を申請者に遅滞なく通知します。